

質 疑 応 答 書

事業名 広島市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1.	委託契約書 (案) 契約保証金	契約保証金（契約金額の10分の1以上）の納付が定められておりますが、広島市契約規則第31条各号の免除要件に該当するかご確認いただけますでしょうか。また、過去2年間に国・地方公共団体等と同種・同規模の契約を複数回誠実に履行したことの誓約書を提出した場合、免除していただけますでしょうか。	業務の性質上、該当する可能性があるのは同条第1号又は第3号であると思われます。 誓約書の提出では免除できませんので、ホームページに掲載の「ダウンロード」の16「(参考) 契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」を御参照の上、「契約保証金免除申請書」を提出してください。
2.	委託契約書 (案) 委託契約約款	委託契約約款には、業務完了義務・遅延損害金等、請負契約に特有の条項が含まれております。本業務は成果報酬型の準委任契約と認識しております。これらの条項は本業務には適用されないという理解でよろしいでしょうか。	状況に応じて個別具体的に判断させていただきますが、適用する余地がない条項については適用しません。
3.	委託契約書 (案) 委託契約約款	当社では企業版ふるさと納税業務支援に特化した契約書様式（準委任型）を使用しております。契約締結の際に当社の契約書ひな形を使用すること、または協議することは可能でしょうか。	協議することは可能ですが、基本的に本市が御案内しているひな形での契約を想定しております。
4.	説明書 p.1 委託料額	受託料率は15%以内とされておりますが、当社の標準	説明書の1(5)のとおり、受託料率は15%以内（消費税

		<p>料率は20%となっております。体制やプロモーションの質等を根拠として、15%を超える率での提案・協議をさせていただくことは可能でしょうか。また、15%以内と設定された経緯・理由をお伺いできますでしょうか。</p>	<p>別)を条件と定めており、また、別紙の受託候補者特定基準の4においても「(略)適切な見積金額(寄附想定金額及び受託料率)(略)」と記載していますので、15%以内(消費税別)での提案をお願いします。なお、この受託料率を超える提案の場合、説明書の5(5)カに該当するものとし、無効となりますので、御注意ください。</p> <p>受託料率の上限は、他の政令市の実績を参考に、おおむね中央値である15%以内と設定したものです。</p>
5.	説明書 p.5 プレゼンテーション	<p>プレゼンテーションについて、オンラインでの参加は可能でしょうか。現地参加のみの場合、交通機関の都合による実施時間のご相談をさせていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>オンラインでの参加は可能です。</p> <p>また、現地参加の場合、実施時間の相談は可能です。</p>
6.	仕様書 p.2 本業務の成果(2)ア	<p>当社のご案内した企業が申出書を当社経由ではなく広島市へ直接提出した場合でも、申出書に「受託者名による紹介が契機」である旨の記載があれば成果と認定されますでしょうか。また、記載がない場合でも当社の案内が契機であることを客観的に証明できれば、協議の対象としていただけますでしょうか。</p>	<p>当該企業が申出書を受託者を經由せず広島市へ直接提出した場合であっても、当該申出書において「受託者による紹介が契機」である旨の記載が確認できる場合には、受託者の成果として認定する取扱いを想定しております。</p> <p>また、申出書にその旨の明示的な記載がない場合であっても、当該企業への訪問記録や提案資料、やり取りの履歴等により、受託者の案内が契機であること</p>

			<p>が客観的に確認できる場合には、個別に協議の上、成果認定の可否を判断させていただくことを想定しております。</p> <p>なお、いずれの場合においても、事実関係の確認や公平性の観点から、本市において必要な確認を行った上で最終的に判断するものいたします。</p>
7.	説明書 p.1 事業費	<p>委託料の上限額に近づいた場合または到達した場合、速やかに当社へご連絡いただくことは可能でしょうか。通知がなければ当社は上限到達を把握できないまま営業を継続することになります。また、上限到達後、補正予算等による対応をいただくことはできますでしょうか。</p>	<p>委託料の上限額に近づいた場合又は到達した場合については、可能な限り速やかに状況を共有させていただく予定です。</p> <p>上限額に到達した場合には、補正予算等による対応を想定していますが、お約束するものではなく、実施の可否については本市において総合的に判断することとなります。</p>
8.	仕様書 p.1 業務内容(1)	<p>当社が独自に作成する事業紹介パンフレットおよび営業リストは「成果品」には該当せず、著作権は当社に帰属するという認識でよろしいでしょうか。これらは当社のノウハウ・機密情報に当たるため、当社帰属といたたく存じます。協議は可能でしょうか。</p>	<p>御認識のとおりで問題ないと考えますが、判断に迷う事例については、個別に協議させていただければと存じます。</p>
9.	説明書 p.3 提案書(2)	<p>提案書副本(11部)は白黒(モノクロ)印刷での提出で差し支えないでしょうか。</p>	<p>御判断にお任せします。</p>
10.	説明書 p.3・4	<p>募集要項では資料を郵送で送付をする際「配達証明</p>	<p>募集要項においては「配達証明付き書留郵便」による</p>

		<p>付き書留郵便」とありますが、レターパックプラス（追跡可能・対面配達）での提出は可能でしょうか。</p>	<p>提出を求めています。これは、確実な到達及び配達記録の確認が可能であるためです。</p> <p>レターパックプラスについては、追跡が可能であり対面配達が行われるサービスであることから、上記の趣旨を満たすものと考えられます。このため、提出期限内の到達が客観的に確認できる場合に限り、レターパックプラスによる提出についても受理することは可能です。</p> <p>ただし、万が一の不着・遅延等のリスクへの対応は本市ではいたしかねますことを申し添えます。</p>
--	--	--	---

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。